

CONTENTS

page

- | | |
|---|---|
| <p>1 不当解雇の金銭解決について分析
労働審判での解決金水準は？</p> <p>2 特集 5つの取組とお役立ちツール
仕事と介護の両立支援実践マニュアル</p> <p>4 TOPICS
●「転職世論調査」転職先を選ぶ際の最優先事項は？
●パート・アルバイト時給調査
三大都市圏で34ヵ月連続の前年同月比プラス
●10月1日よりパートの
社保加入基準を拡大（500人超）</p> | <p>5 お知らせ
通勤手当の非課税限度額「月額15万円」に</p> <p>6 人事労務の法律ミニ教室
マタハラ防止措置って何をするの？</p> <p>7 助成金を活用しましょう
助成率も引き上げ！
新しくなった「キャリア形成促進助成金」</p> <p>8 正しく知ろう。労働時間
早朝に出勤する社員。早出残業になる？</p> <p>8 労務ひとこと
パートの社会保険、小規模企業は任意適用？</p> |
|---|---|

不当解雇の金銭解決について分析 労働審判での解決金水準は？

厚生労働省の有識者検討会は6月6日、「不当解雇の金銭解決」について過去の紛争事案から解決金のデータ分析をおこない、公表しました。

職場復帰は現実的に難しい

この検討会では、裁判で不当と認められた解雇を金銭で解決する仕組みについて議論がおこなわれてきました。

裁判で不当解雇と認められても、労使の信頼関係が壊れてしまった状態での職場復帰は現実的に難しく、だからといって退職を選んでも会社から十分な金銭を受け取れないことが多いという実情があります。このようなケースにおいて金銭で解決するルールを明確にしておけば会社も労働者も納得して

雇用を終了できるのではないかとというのが狙いです。

今回の分析では、労働審判[※]における解決金の水準は図表のような結果となりました。

※3回以内の期日で終了するため通常の民事訴訟よりも早く解決できる制度。

勤続10年なら月収の17.5倍

正社員の場合、解雇無効の可能性が高いケースで企業が支払った解決金は「月収×(9.1+0.84×勤続年数)」。勤続10年であれば月収の17.5倍ということになります。逆に、解雇が有効となる可能性が高いケースでは「月収×2.3」と勤続年数とは無関係であることがわかりました。

ただし、これら正社員の解決金については精度の高い分析結果ではないとしています。正社員の解雇の有効性を判断するには労働者の年齢や企業規模、退職金なども勘案する必要がありますが、今回の分析に使用したデータはこうした情報がないためです。

一方、非正規労働者の場合の解決金は単純なモデルであるため、結果にはある程度の説明力があるとしています。

労働審判における解決金水準の分析結果

正社員

解雇無効の可能性が高い場合
月収×(9.1+0.84×勤続年数)
解雇有効の可能性が高い場合
月収×2.3

非正規社員

月収×(3.4+0.2×勤続年数)